

公募型プロポーザル 質問回答書

令和 8 年 6 月 24 日

各 位

佐久市教育委員会
教育長 神 津 長 生
(公印省略)

下記業務名の質疑事項について回答します。

(担当課：学校教育部教育施設課)

記

名 称 令和 8 年度佐久市立中込小学校長寿命化改修工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル

質 疑 事 項	回 答 事 項
1 参加資格には「同種又は類似の業務実績」を求められていませんが、様式8企業の概要に記入を求められています。この場合、JVを構成する2社のうちの1社のみが同種の業務実績を保有していれば良いのでしょうか？	1 参加資格要件には「同種又は類似の業務実績」は求めていません。「同種又は類似の業務実績」がある場合は、企画技術提案の際に提出する様式8「企業の概要」及び様式9「配置技術者の経歴」に記載してください。
2 様式8企業の概要は、JVを構成する場合は2社の情報を1枚にまとめ JVとしての企業概要を記入すればよろしいですか？	2 構成員ごとに様式8「企業の概要」を作成してください。
3 実施要領 P2「1 目的」に「建設後約50年が経過し老朽化した」との記載がありますが、既存校舎・屋内運動場それぞれの竣工年（西暦または元号）、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前・以降のいずれの建物か、増築履歴がある場合はその時期を教えてください。	3 既存校舎及び屋内運動場の竣工年等は以下のとおりです。 ＜既存校舎＞ 昭和52年竣工、旧耐震基準（耐震診断・補強済み）、平成14年及び平成17年に多目的トイレを別棟増築 ＜屋内運動場＞ 昭和53年竣工、旧耐震基準（耐震診断・補強済み）、増築の記録なし

質 疑 事 項	回 答 事 項
4 特記仕様書P4「(6)貸与資料等」に「耐震診断報告書」が記載されていますが、貸与時期が「契約後」となっています。設計詳細仕様書P7「1(3)」に求められる校舎棟間の接続(2階部分)やエレベーター設置は、新設の場合は床面積増加に伴い「増築」に該当し、既存建物の耐震性能(既存不適格の状況、Is値等)によって、構造的な実現可能性や既存部分への遡及範囲(耐震補強の要否等)が大きく変わる事項です。 企画技術提案書の作成にあたり実現性のある具体的な構造方針を提案するためには、契約前の段階で耐震診断結果の概要(Is値、診断年、対象棟の範囲等)を把握しておく必要があると考えます。耐震診断報告書そのものの開示が難しい場合でも、診断結果の概要(数値・総評等)について、参加資格審査結果通知後、企画技術提案書提出までの期間中に開示いただくことは可能でしょうか。	4 耐震診断報告書は契約後に貸与します。 なお、渡り廊下を除く既存校舎及び屋内運動場はそれぞれ平成18年、平成19年に耐震診断を実施し、耐震補強工事を実施済みです。 また、耐震診断報告書等の貸与資料等は紙ベースの資料が多いため、参加資格審査を通過した事業者のみ閲覧することを可とします。
5 上記2階接続・エレベーター設置(いずれも増築に該当し得る)について、発注者として既存部分への構造遡及をどの程度想定しているか(緩和規定の適用を前提とした増築規模の目安、または耐震補強を前提とした計画を期待しているか等)、基本的な考え方を教えてください。	5 児童及び教職員が安全かつ円滑な移動が可能となるよう柔軟な企画技術提案を求めています。
6 特記仕様書P2「(5)設計と条件の資料」に「実施設計書」とありますが、これは既存建物(建設時または過去の改修時)の実施設計図書一式を指す理解でよいか教えてください。 また、ホームページ上で見つけることができなかったため、提示いただける場合はホームページへの掲載をお願いします。	6 お見込みのとおりです。 保管されている実施設計書等は契約後貸与します。 なお、参加資格審査を通過した事業者のみ閲覧することを可とします。
7 既存建物の確認申請書、確認申請図面、確認済証、検査済証、構造図、部材リスト、構造計算書の有無を教えてください。これらは質問4の「実施設計書」に含まれるか否かに関わらず、それぞれの有無と開示可否について教えてください。提示いただける場合はホームページへの掲載をお願いします。	7 既存校舎及び屋内運動場、屋外プールの確認申請書、確認申請図面、確認済証、構造図、部材リスト、構造計算書はあります。検査済証については、既存校舎のみあります。 これらの書類は契約後貸与します。なお、参加資格審査を通過した事業者のみ閲覧することを可とします。

質 疑 事 項	回 答 事 項
8 JVを佐久市内の事業と組むために書類のやり取りは基本的にはメールで行うことを前提としています。そこでJV協定書、参加申し込み書等、押印が必要な書類は2社間で押印した書類をpdfにしてメールにて相互送信したもの（電子契約のように）を考えていますが、押印書類の提出は、pdfで電子保存した書類を印刷したものでもよろしいでしょうか？それとも原本に相互に押印したものでなければいけませんか？	8 設計共同体協定書については両者の押印があるもの、もしくは電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電磁的記録（法的効力のある電子契約システム等を利用した合意）であるものを有効とします。その場合は、電子署名やタイムスタンプが付与された合意締結証明書等を印刷して添付してください。 設計共同体協定書以外の書類については、押印書類を電子保存した後印刷したもののほか、押印がないものでも可とします。
9 設計共同企業体の場合、同種又は類似業務実績については代表構成員のみを評価対象とするのか、構成員の実績も評価対象となるのかご教示ください。	9 構成員の実績も評価の対象となります。
10 参加申込者の提出書類「イ 配置技術者報告書（様式2）」では・管理技術者・主任技術者のみの記載という認識でよろしいでしょうか。	10 お見込みのとおりです。 ただし、企画技術提案の際に提出する様式7「業務実施体制」及び様式9「配置技術者の経歴」においては担当技術者も記載してください。
11 設計共同企業体における出資比率及び業務分担割合について制限があればご教示ください。	11 出資比率及び業務分担割合についての制限はありません。 ただし、設計共同体としての相乗効果が発揮されるよう、各構成員が主体的に業務に関与し、実態の伴う適切な役割分担と共同体制を構築してください。
12 基本設計において前提とする将来推計児童数、学級数（普通学級、特別支援学級、通級指導教室等）をご教示ください。	12 令和8年5月時点の児童数は約300名、普通学級数12、特別支援学級数3です。当面は現状の児童数及び学級数が維持される見込みです。
13 仮設校舎について、想定規模、必要諸室、配置可能範囲及び使用期間をご教示ください。	13 現在の敷地内で学校運営を継続するなかで、引越も含めた教育活動への影響を最小限に抑えられる企画技術提案を求めています。なお、仮設校舎を建設しない企画技術提案も可としています。
14 本業業務において、既存建物を活用した改修を基本としつつ、増築又は減築を伴う計画提案は可能でしょうか。	14 実施要領3（7）概算工事費の金額内で実現可能であれば、可としています。

質 疑 事 項	回 答 事 項
15 既存図面、耐震診断報告書、アスベスト調査結果等について、参加者への貸与又は閲覧の予定があればご教示ください。	15 既存図面、耐震診断報告書、アスベスト調査結果等は契約後貸与します。なお、参加資格審査を通過した事業者のみ閲覧することを可とします。
16 改修工事期間中においても学校運営を継続する前提と考えてよろしいでしょうか。また、工期期間中の校舎利用に関する条件があればご教示ください。	16 現在の敷地内で学校運営を継続するなかで、引越も含めた教育活動への影響を最小限に抑えられる企画技術提案を求めています。なお、仮設校舎を建設しない企画技術提案も可としています。
以下余白	以下余白